

地域再生エリアマネジメント負担金制度（地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7～第17条の12）

◆エリアマネジメント活動とは、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるための活動をいうが、我が国では、地域の地権者や事業者からなる団体が、自らが土地を保有し又は事業を展開する地域における課題解決や魅力・価値の向上を図ることを目的として行う、以下のような活動が代表例である。

- ①再開発事業や土地区画整理事業が施行された地域（概ね数ha）を対象とした活動 例：大阪市うめきた地区（グランフロント大阪）
- ②特定の街路沿いの地域（概ね数ha～数十ha）を対象とした活動 例：札幌駅前通り
- ③土地利用に同質性を有する一定の地域（概ね数十ha）を対象とした活動 例：大手町・丸の内・有楽町

◆こうしたエリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題であるため、地域再生法において、活動区域の3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の事業者（受益者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設した。（平成30年度）

※エリアマネジメント活動は、海外（米国・英国等）では、B I D（Business Improvement District）として、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組みがある（ニューヨークのブライアントパークにおける取組が有名）。

54

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

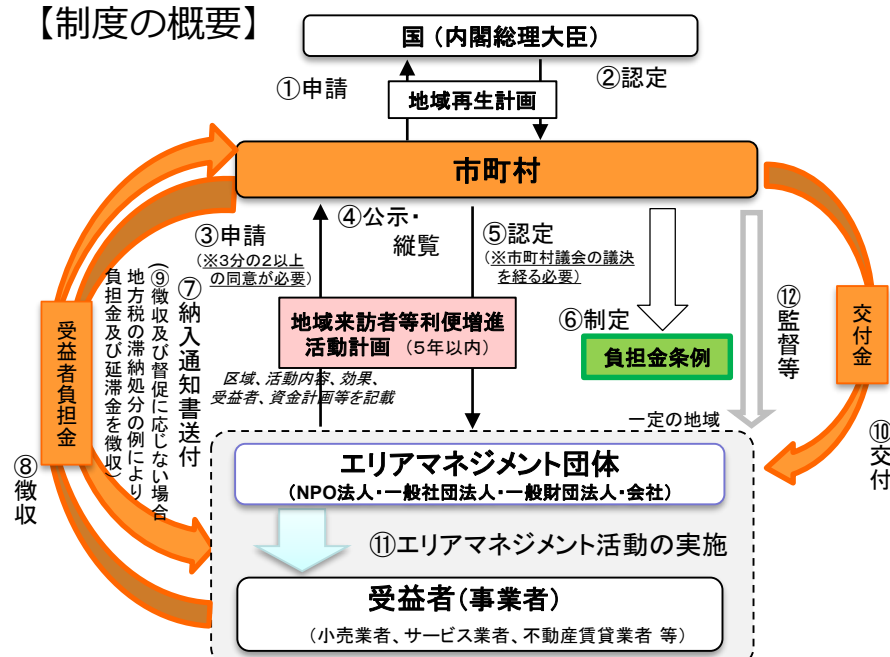


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画の認定の取消の請求があった場合は、計画期間中でも認定取消。

重点番号7: 地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び計画期間の見直し(内閣府)

1. 導入対象地域及び事務主体について（現行制度の考え方）

<導入対象地域について>

本制度は、公権力の行使により私有財産たる金銭の強制徴収を行う制度であることを踏まえ、

- ・エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の限度において負担金を徴収（法第17条の8第1項）
- ・3分の2以上の受益事業者の同意を得ることを要件（法第17条の7第5項）

受益事業者の範囲及び利益の内容や程度が明確であることが必要

活動により、事業者が事業機会の増大又は収益性の向上といった利益を概ね等しく受けることが見込まれ、受益と負担の関係を明確にすることが可能であり、費用負担に反対する事業者からも負担金を徴収する合理性が担保できる範囲として、商店街や温泉街などを想定し、本制度の導入対象地域を以下のとおり規定（法第5条第4項第6号）

- ① 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって
- ② 当該地域の来訪者又は滞在者の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域

このように、法律上、エリアマネジメント活動の活動区域については、行政区域の制約を規定せず、その属性のみを規定しているが、地域内の受益事業者の対象を確定し、その総数を把握した上で、計画を作成する必要性が生じることからも、エリアマネジメント活動が実施されるのは一市町村の一部の地域内において行われる場合に事実上限られる。

<事務主体について>

○ エリアマネジメント活動は、地域の商業・居住等の都市活動の実態を踏まえて行われるものであり、事業計画の認定については、当該地域の活性化や生活環境の向上を図る上で最も当該実態を熟知する市町村が行うこととした。

※なお、複数の市町村にまたがる区域でエリアマネジメント活動が行われる場合であっても、各市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行うことで本制度の活用が可能。

1. 導入対象地域及び事務主体について（ご提案への回答）

○ 地域再生エリアマネジメント負担金制度は、受益者の範囲が特定の集団に明確に限定され、利益の内容・程度がその集団に属する個々の者ごとに明確に評価しうる場合に、議会による負担金徴収条例の制定の手続きを経て、金銭を徴収する手法である受益者負担金制度である。

○ このため、法第5条第4項第6号において、

①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって

②当該地域の来訪者又は滞在者の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業者が集積している地域

といった地理的属性を明示し、市町村を計画認定の主体（法第17条の7第8項）としている。

㊦ 提案いただいた意見では、「制度を運用するための手続きが煩雑となり、実務上活用が困難」とあるが、本制度の最も重要な点は、受益者負担金という公権力行使の適切な手続きであるところ、瀬戸内7県でDMOを形成し、情報発信や魅力発信等に広域で取り組む事業においては、本制度の本質である受益者の範囲や利益の内容・程度を特定することがそもそも困難であると考えられる。また、現段階では、市町村に加えて、都道府県や地方公共団体の組合も本制度の事務主体となれるような立法事実は確認していない。

○ なお、ご提案の事業において、受益者の範囲や利益の内容・程度を特定する具体的な方法、その実現可能性をご提示いただければ、相談に応じたい。

○ 負担金を納付しない受益事業者に対しては認定自治体が督促し地方税法の滞納処分の例によることになるなど、公権力の行使により金銭の強制徴収を行う制度であることから、上記の具体的内容の検討を十分行うことが必要であることをご理解たまわりたい。